

岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画（案）

令和5年〇月

岐阜県

目 次

1	はじめに	1
1.1	岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画とは	1
1.2	計画策定の趣旨	1
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	本県の今後の人口推移について	3
2	岐阜県内の汚水処理事業及び施設の概況	4
2.1	下水処理場	6
2.2	農業集落排水施設	8
2.3	その他の集合処理施設	9
2.4	し尿処理施設	10
2.5	自治体における汚水処理事業の運営状況	11
2.6	各自治体の稼働中汚水処理施設の状況	13
3	汚水処理事業の現状と課題	15
3.1	「モノ」に関する現状と課題	15
3.2	「ヒト」に関する現状と課題	17
3.3	「カネ」に関する現状と課題	19
4	これまでの広域化・共同化の取組み	21
4.1	流域下水処理施設への市町村汚水処理施設の統合	21
4.2	自治体内での汚水処理施設の統廃合	21
4.3	下水道施設へのし尿処理施設の統合	22
5	広域化・共同化の取組み方針	23
6	具体的な取組み	26
6.1	施設の広域化	26
6.2	危機管理体制の構築	39
6.3	運営・維持管理の共同化	40
6.4	人材育成の共同化	42
6.5	その他の共同化の取組み	43
7	ロードマップ	44
8	進行管理	58
8.1	計画の推進体制の構築	58
8.2	留意事項	58
8.3	進捗管理、計画の見直し	59

1 はじめに

1.1 岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画とは

汚水処理事業広域化・共同化計画は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）に基づく国からの要請「汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定について」（平成30年1月17日付け総務省、農林水産省、国土交通省、環境省通知）を受け策定するもので、下水道などの汚水処理事業の効率的かつ持続的な運営を推進するため、広域化・共同化に向けた方針を示すとともに、短期（5年以内）、中期（5～10年）、長期（10～30年）にわたって取り組むべき事項を明らかにするものです。

1.2 計画策定の趣旨

本県では、昭和9年に岐阜市が下水道事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まり、都市部では昭和30年代から40年代にかけて順次下水道事業による汚水処理施設の整備が行われてきました。その後、整備が遅れていた地方部でも、トイレの水洗化のための施設整備を求める県民からの強い要望を背景に、平成初期から10年代にかけて急速に汚水処理施設整備が行われました。

こうした施設整備とその後の適切な事業運営によって、高度成長期以降悪化していた地域の生活環境や河川等の公共用水域の水質の改善が図られてきました。

しかし、現在汚水処理事業を取り巻く経営環境は、自治体の担当職員の減少による執行体制の脆弱化や、特に地方部で急速に進みつつある人口減少に伴う使用料収入の減少により悪化しており、さらに今後は施設の老朽化による大量更新期が到来することから、安定的かつ持続的な事業運営に関する課題が生じています。

こうした課題に対応するため、市町村等が実施する汚水処理事業について、施設の統廃合などの広域化や維持管理の共同化などの経営効率化により、経営基盤の強化を促進する必要があります。

これらを踏まえ、本県では汚水処理事業の主体である市町村等と協力して、効率的な事業体制の構築に関する検討を行い、持続可能な汚水処理事業を推進するための「岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画」（以下、「本計画」という。）を新たに策定することとしました。

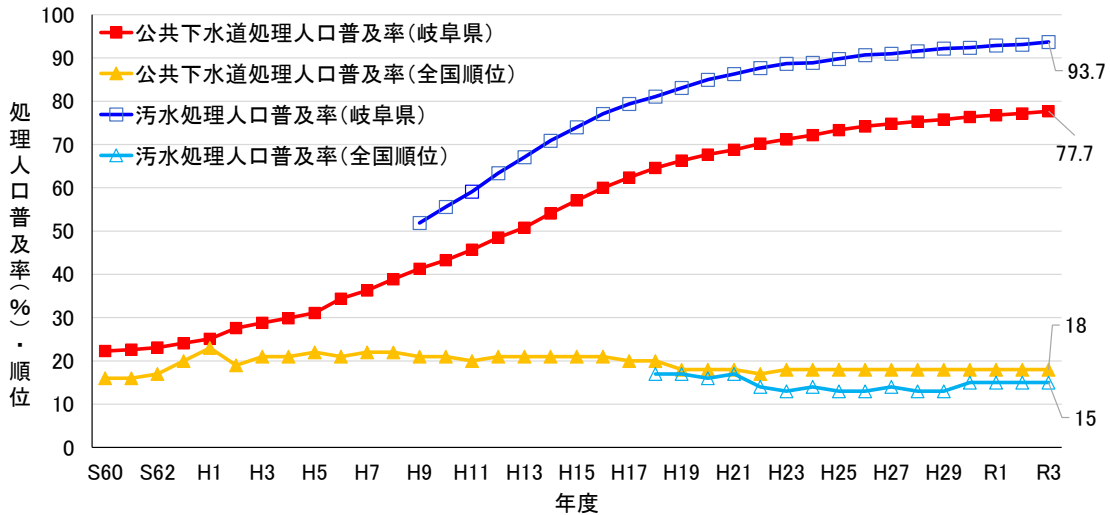


図 1-1 全国と岐阜県の下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率の推移

集計：岐阜県下水道課資料より

1.3 計画の位置づけ

本計画は、県内自治体が行う下水道等の個別の汚水処理計画の上位計画として岐阜県が策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に位置づけされたものです。

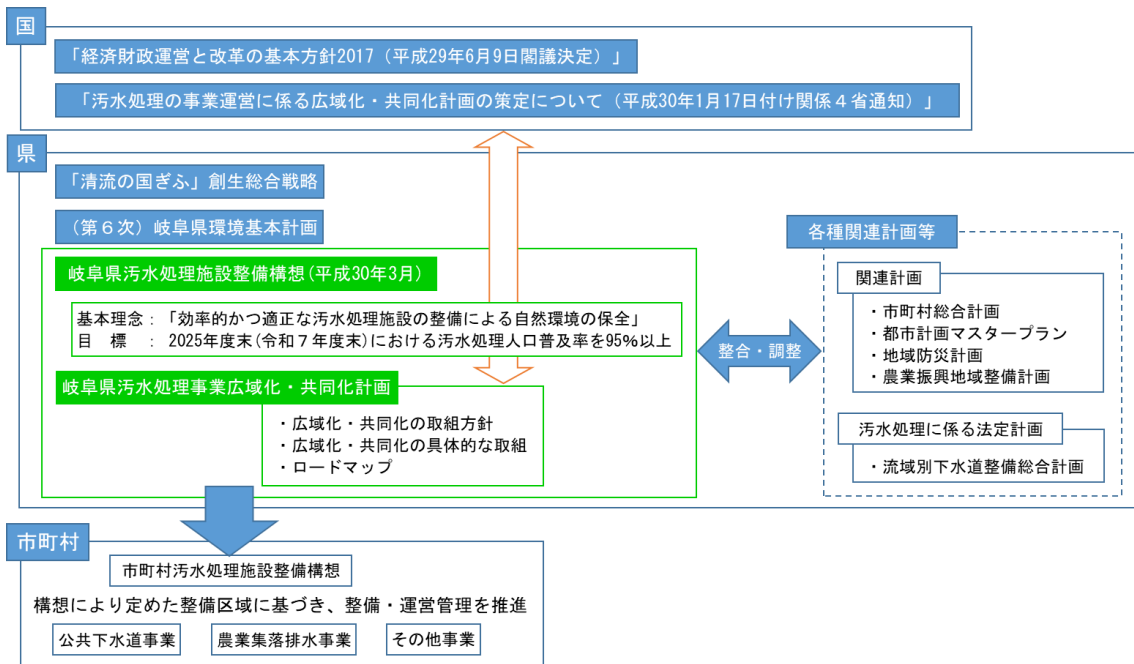


図 1-2 岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画の位置づけ

なお、岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定しました。本計画は、この17のSD

G sのうち、特に目標6【安全な水とトイレを世界中に】及び目標11【住み続けられるまちづくりを】の達成に資する取り組みとしての性格も有します。



※Sustainable Development Goals の略称。2015年（平成27年）の国連サミットで採択された2030年（令和11年）を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標。17の目標と169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことにより、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指す。

1.4 本県の今後の人口推移について

本県の人口は、令和2年度の国勢調査では約198万人でしたが、これはほぼ平成27年度の国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計どおりの結果となっています。

そして同推計によると、平成27年度203万人あった本県の人口は、令和27年度には155万人（平成27年度比△23.4%）まで大きく減少する見込みとなっています。

本計画は、汚水処理事業における30年先までの長期的な取組を示すものであることから、計画策定にあたっては、こうした人口推計に基づき将来の方向性について検討を行います。



図 1-3 岐阜県下の人口推計（社人研）

集計：国勢調査（H27、R2）、国立社会保障・人口問題研究所（H30公表値）

2 岐阜県内の汚水処理事業及び施設の概況

本県では、県及び40の市町村で、下水道をはじめとする様々な汚水処理事業が行われており、その事業区域は、平地の都市部から山間の地方部まで多様な状況となっています。

これにあわせて、汚水処理施設も都市部の下水道事業による大規模なものから、地方部の集落を対象とした農業集落排水事業による小規模なものなど、様々な規模の集合処理施設が多数整備されてきました。

また人口密度が低く、集合処理が適さない地域などでは、浄化槽による汚水処理施設の普及が進められてきました。

こうした整備により、本県の汚水処理施設の整備進捗状況を示す「汚水処理人口普及率」（以下「普及率」という。）は、令和3年度末で93.7%（全国15位）となっております。

なお、普及率は自治体ごとに差があり、現在も汚水処理施設の概成に向け、多くの自治体で下水道の整備や浄化槽の普及の事業を行っている状況です。

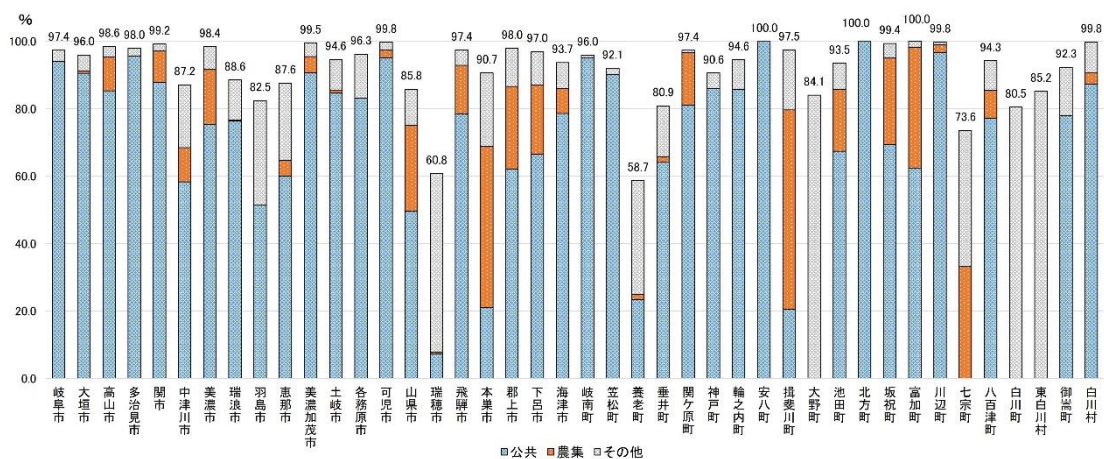


図 2-1 岐阜県自治体別の普及率（令和3年度）

集計：岐阜県下水道課資料より

岐阜県汚水処理施設整備構想 構想図

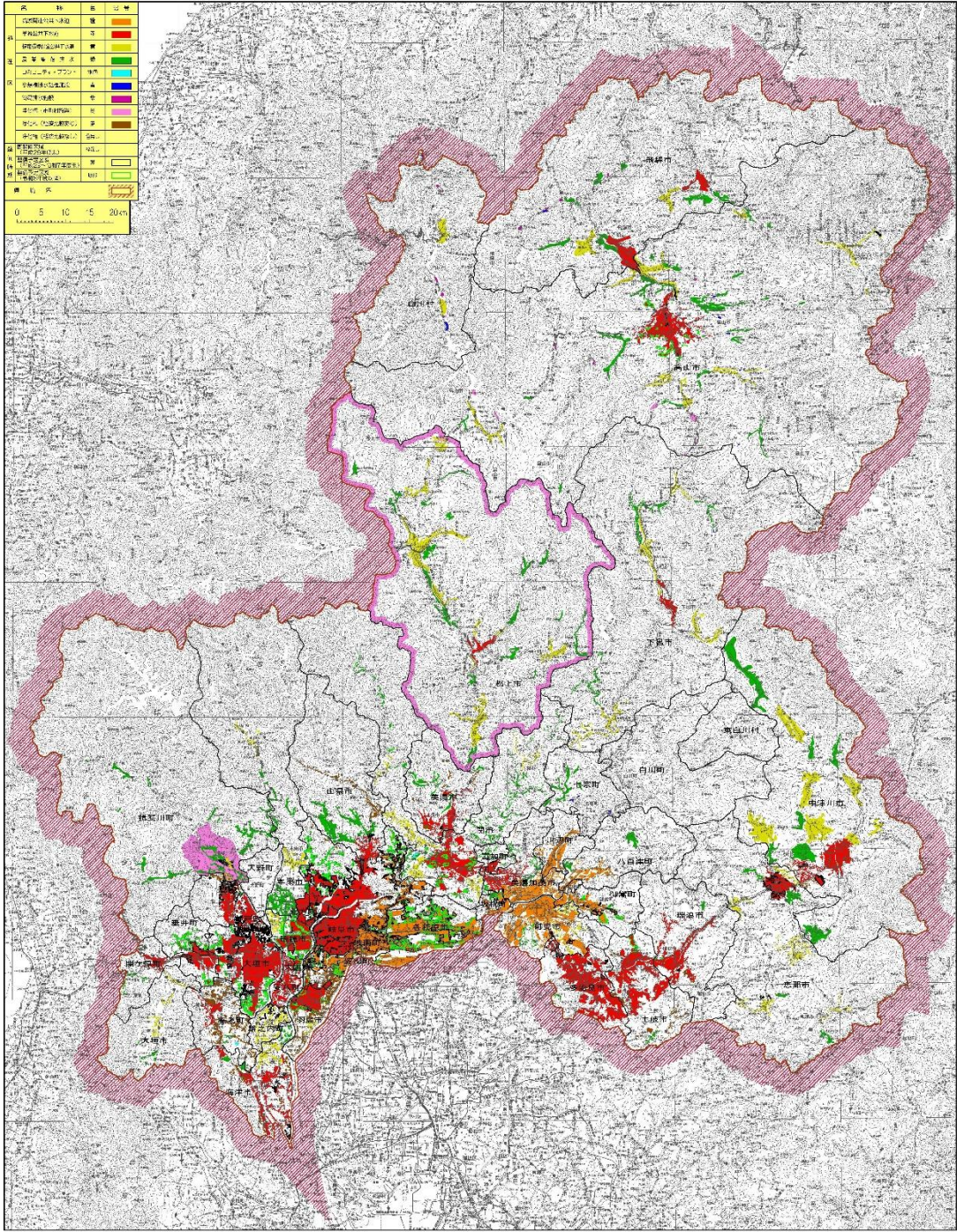


図 2-2 岐阜県下の汚水処理事業の概況図

出典：岐阜県汚水処理施設整備構想 注

注：令和5年3月見直し予定

2.1 下水処理場

下水道法に基づく汚水処理施設には、複数の自治体の汚水を効率的に処理するため県が管理、運営を行っている流域下水処理場と、個々の自治体が下水道事業により整備と運営を行っている市町村の下水処理場があります。

① 流域下水処理場

本県では、岐阜・中濃圏域の4市6町、処理人口約43万人を対象とした木曾川右岸流域下水道事業により、流域下水処理場（岐阜県各務原浄化センター）の管理、運営を行っています。

木曾川右岸流域下水道事業は昭和51年度に事業に着手し、平成3年度に汚水処理を開始、以降管渠の整備による汚水量の増加に合わせ、順次処理施設の拡張を行ってきたところです。



図 2-3 木曾川右岸流域下水道事業概要

対象市町：

岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、
岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町

② 市町村の下水処理場

本県では、現在31自治体（20市10町1村）が下水道事業により94の下水処理場を管理、運営しています。

また、約半数の15自治体（13市1町1村）では、地形条件から複数の下水処理場を有しています。

なお、市町村が実施する下水道事業には、主に市街化区域を対象とした公共下水道事業と主に市街化区域以外の処理対象人口が10,000人以下の地域を対象とした特定環境保全公共下水事業があります。

・公共下水道事業

本県では24自治体（17市7町）が本事業により38の下水処理場を管理、運営しています。

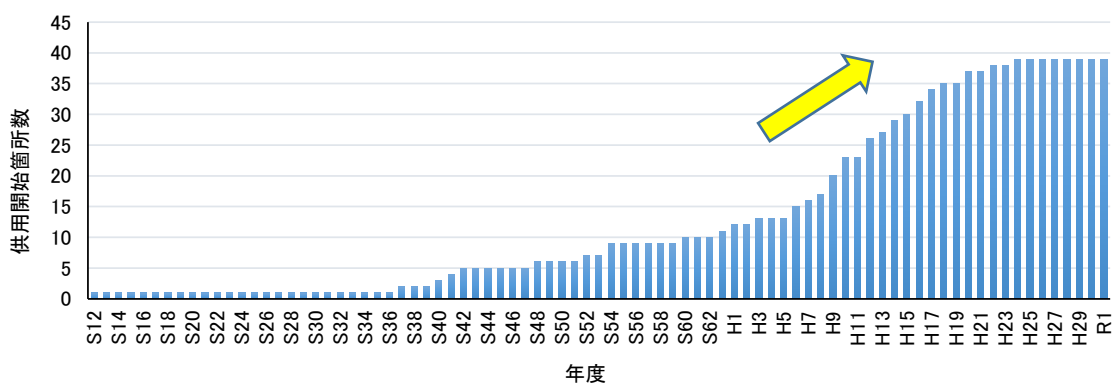


図 2-4 整備処理施設数の推移（公共下水道事業）

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料（令和元年度）

・特定環境保全公共下水道事業

本県では平成2年に高山市で最初の施設が供用を開始して以降、各地で本事業による整備が行われ、現在では16自治体（12市3町1村）が本事業により56の下水処理場を管理、運営しています。

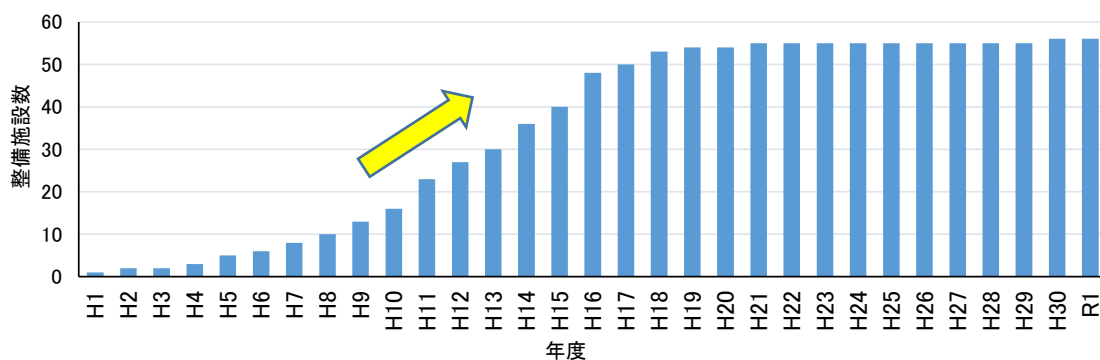


図 2-5 整備処理施設数の推移（特定環境保全公共下水道事業）

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料（令和元年度）

2.2 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、農業振興地域を対象とした農業集落排水事業による小規模な汚水処理施設であり、昭和60年に関市で、県で最初の施設が完成して以来、各地で施設の整備が行われ、現在では28自治体（18市10町）が本事業により186の施設を管理、運営しています。

また、4分の3にあたる21自治体（14市7町）では複数の農業集落排水施設を有しています。

農業集落排水施設は、施設規模が小さく、下水道施設に比べ整備に要する期間が短いことや、事業所管省庁が異なるため下水道事業と並行して事業を行うことができることから、特に整備の遅れていた地方部において、平成初期から10年代にかけて多数整備され、普及率の早期向上に貢献しました。

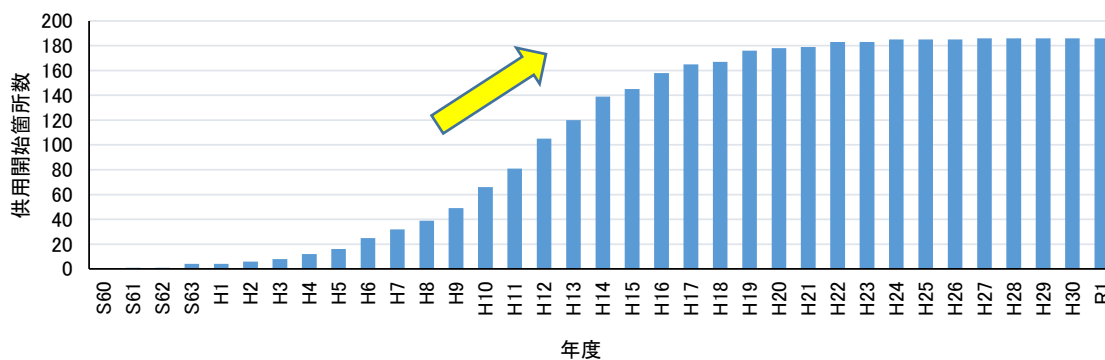


図 2-6 整備処理施設数の推移（農業集落排水事業）

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料（令和元年度）

2.3 その他の集合処理施設

下水道、農業集落排水施設以外にも、中小規模の集合処理施設として、以下の施設が設置されています。

・簡易排水施設

過疎指定された市町村において中山間地域の活性化と定住者、滞在者の増加などを図るための総合的な取組み等により整備された小規模污水处理施設です。

現在では4自治体（3市1村）で12施設を管理、運営しています。

・コミュニティ・プラント

下水道の計画区域以外の地域における生活環境の改善等を目的に整備された施設であり、現在では3自治体（2市1町）で3施設を管理、運営しています。

・小規模集合排水処理施設

小規模集落の生活環境改善等の目的に整備された施設であり、現在では8自治体（5市1町2村）で26施設を管理、運営しています。

2.4 し尿処理施設

し尿処理施設は、汚泥運搬車（バキューム車）で収集した汲み取り便槽のし尿や浄化槽から発生した汚泥を処理するための施設であり、我が国固有の污水処理事業です。し尿・汚泥の衛生処理と周辺環境の保全を目的としており、一般廃棄物であるし尿・汚泥を、減量化、安定化、安全化するとともに、有機物、窒素、リン等の富栄養化原因物質を除去することで、公共用水域の保全に寄与する役割を担っています。

本県では昭和38年に南濃衛生施設利用事務組合衛生センターが初めてし尿処理施設として供用を開始しており、その後昭和50年代後半から平成初期をピークに順次整備に着手され、現在では13市6組合で22施設が管理、運営されています。

なお図 2-7 に示すとおり下水道処理施設、農業集落排水施設の整備に伴い、取扱量は年々減少しており、下水道施設とし尿処理施設の統合事業（MICS事業）等により下水道施設との統合が進められています。

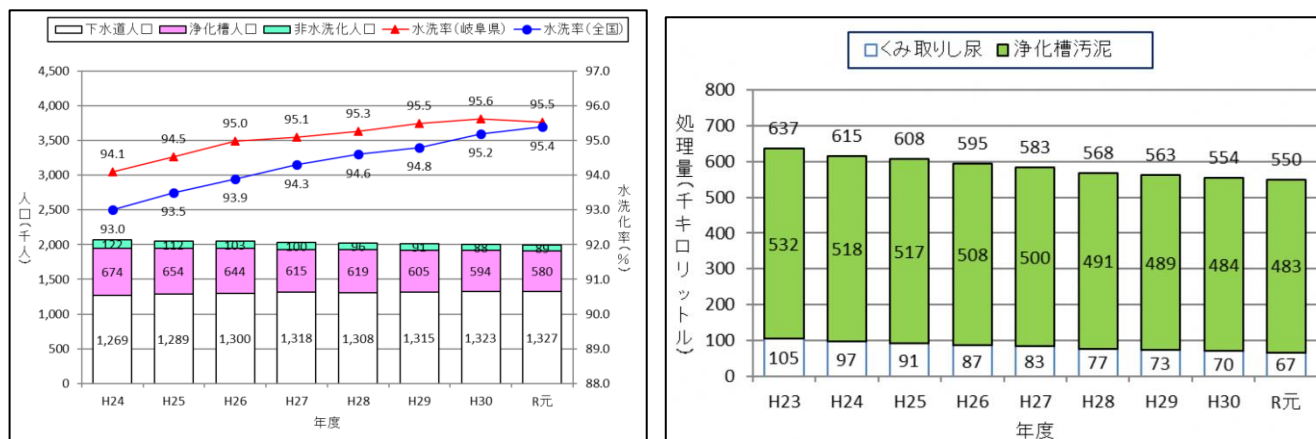


図 2-7 (左) し尿処理形態別人口の推移
(右) くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

出典：岐阜県の一般廃棄物（令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果より）

2.5 自治体における汚水処理事業の運営状況

自治体が行う集合処理施設による汚水処理事業は、公共下水道事業や農業集落排水事業などの事業ごとに、公営企業会計または特別会計により、基本的には使用料で経費（維持管理費と資本費）を賄う独立採算制により運営がなされていますが、多くの事業で使用料だけでは経費を賄うことができず、一般会計等からの資金の繰り入れによる補填が必要な状況となっています。

具体的には、使用料ですべての経費が回収できているのは、全89事業^{※注}中19事業と約2割に過ぎず、半数以上の54事業では維持管理にかかる経費も100%回収できていない状況です。

特に処理区域内人口1万人未満の規模の事業では8割以上で維持管理にかかる経費も回収できていないなど、市町村が行う中小規模の汚水処理事業では財源不足が顕著であり、今後の施設更新費の確保が厳しい運営状況となっています。

表 2-1 事業規模別の使用料による経費回収状況

処理区域内人口 汚水処理原価内訳		10万人 以上	10~5 万人	5~3 万人	3~1 万人	1万~5 千人	5~3 千人	3~1 千人	1千人 未満	全ての経費を回収 できている 19 事業
資本費	維持管理費									
100%以上	100%	2	2	1	10	3		1		↑
100~80%	100%				3	2				
80~60%	100%	2			1					全ての経費を回収 できていない 70 事業
60~40%	100%			1	1					
40~20%	100%		1							
20~0%	100%				2	3				
0%	100~80%			1	3	3	3	1	1	維持管理経費 100%回収できて いない 54 事業
0%	80~60%				1	3	2	2	1	
0%	60~40%				2	1	4	6	7	
0%	40%未満				1	1		2	9	

集計：市町村財政の状況（地方公営企業編）（令和2年度）

※注 各市町村の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設ごとの状況（供用開始前の瑞穂市の公共下水道を除く）

また、県内で汚水処理事業を行うほとんどの事業で、一般家庭の使用料が200円/m³未満（一般家庭の標準使用量（20m³/月）換算で4,000円未満）となっているのに対し、半数以上の事業で汚水処理原価が200円/m³以上（標準月使用料で換算すると4,000円/月以上）となっており、使用料収入により経費が回収できていない事業が多い状況です。

特に処理区域内人口1万人未満の事業では、8割以上で汚水処理原価が200円/m³以上となっているなど、規模の小さい事業ほど高コスト体質となっています。

表 2-2 事業規模別の汚水処理原価状況

処理区域内人口 汚水処理原価	10万人 以上	10~5 万人	5~3 万人	3~1 万人	1万~5 千人	5~3 千人	3~1 千人	1千人 未満
150円未満	3	1	1	6	2		1	
150円以上 200円未満	1	1	2	13	6	2		
200円以上 250円未満		1		1	5	3	1	1
250円以上 300円未満				2	1		2	2
300円以上 400円未満					1	2	5	2
400円以上 500円未満				2		2	1	4
500円以上 700円未満					1		2	4
700円以上 1,000円未満								1
1,000円以上								4

集計：市町村財政の状況（地方公営企業編）（令和2年度）

200円/m³×20m³=4,000円/月以上

処理区域内人口1万人未満の事業では、
高コストとなる傾向

2.6 各自治体の稼働中汚水処理施設の状況

各自治体の稼働中の汚水処理施設の状況を表 2-3、表 2-4 に示します。

特に市町村合併を行った自治体では、多くの処理施設を管理運営している状況です。

一方、岐南町、笠松町、御嵩町は、町外の県流域下水施設や一部事務組合のし尿処理施設で汚水処理を行っていることから、施設を保有していません。

また大野町と白川町も、集合処理を行っていないことから、施設を保有していません。

表 2-3 各自治体の稼働中の汚水処理施設の状況 (1/2)

自治体名	現施設数	現施設種類別内訳						
		公下	特環	農集	簡易	コミプラ	小規模	し尿
岐阜県	1	1						
(市町村)								
岐阜市	5	4						1
大垣市	7	2	2	2			1	
高山市	52	1	10	26	4		9	2
多治見市	5	3		1				1
関市	31	1	6	21	1	1		1
中津川市	19	2	7	9				1
美濃市	10	3		6				1
瑞浪市	2	1		1				
羽島市	2	1						1
恵那市	12	1	5	4				2
美濃加茂市	4	1		3				
土岐市	3	1		1				1
各務原市	1							1
可児市	3		1	2				
山県市	7	1		6				
瑞穂市	3		1	1		1		
飛騨市	21	2	2	10	4		1	2
本巣市	13		2	11				
郡上市	35	1	7	24			2	1
下呂市	22	3	5	10			3	1

表 2-4 各自治体の稼働中の汚水処理施設の状況 (2/2)

自治体名	現施設数	現施設種類別内訳						
		公下	特環	農集	簡易	コミプラ	小規模	し尿
海津市	9	3	2	4				
岐南町	0							
笠松町	0							
養老町	3	1		1		1		
垂井町	3	1		2				
関ヶ原町	2	1		1				
神戸町	1	1						
輪之内町	1		1					
安八町	1	1						
揖斐川町	20		2	18				
大野町	0							
池田町	8	1		7				
北方町	1	1						
坂祝町	4			4				
富加町	5		1	4				
川辺町	1			1				
七宗町	8			4			4	
八百津町	2			2				
白川町	0							
東白川村	4						4	
御嵩町	0							
白川村	7		2		3		2	
組合施設	6							6
市町村等計	343	38	56	186	12	3	26	22

集計：岐阜県下水道課調査資料（令和2年度末）

3 汚水処理事業の現状と課題

3.1 「モノ」に関する現状と課題

【現状】

◆汚水処理施設の老朽化について

岐阜県の汚水処理施設は、平成6～19年度の供用開始が多い状況です。昭和40～60年代に整備され、施設老朽化が大きな社会問題となっている水道施設よりは新しい施設が多いものの、約9割以上の汚水処理場で機械・電気設備（耐用年数15年）の更新期が到来しており、その数は年々増加しています。

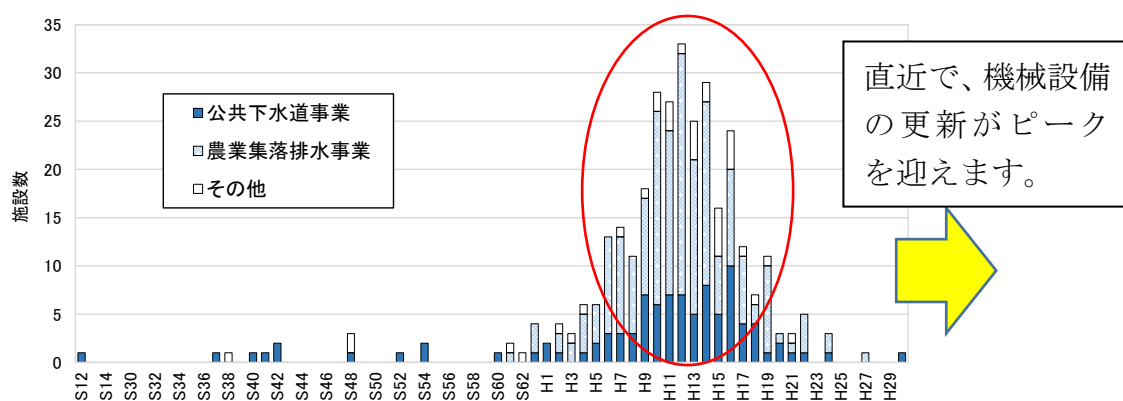


図 3-1 汚水処理施設の供用開始個所数

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料（令和元年度）

◆汚水処理施設の施設利用率について

汚水処理施設の運転の効率性を示す施設利用率は、節水型製品の普及や接続率が低いこと、施設計画時の推計人口との差などから、図 3-2 のとおり45～70%程度となっています。

特に規模の小さい特定環境公共下水道施設と農業集落排水施設で利用率が低くなっており、小規模施設のコスト増の一因となっていると考えられます。

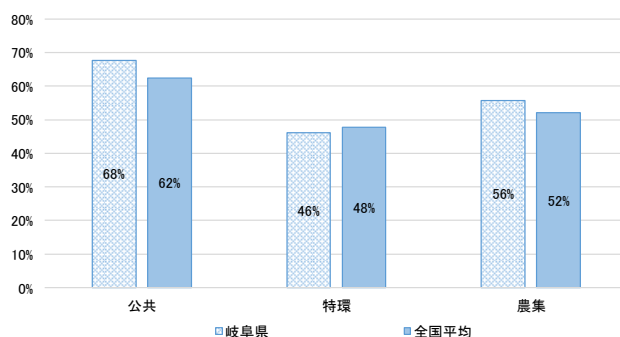


図 3-2 処理施設の施設利用率

集計：市町村財政の状況（地方公営企業編）（令和2年度）

◆汚水処理原価について

事業の効率性を示す汚水処理原価は、図 3-3 のとおりであり、規模が小さい事業ほど事業効率が低い状況です。

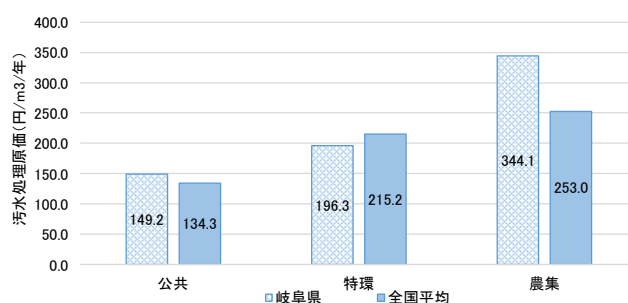


図 3-3 事業別の汚水処理原価 (岐阜県全体)

集計：市町村財政の状況 (地方公営企業編) (令和 2 年度)

また、汚水処理費の内訳は表 3-1 のとおりであり、農業集落排水などの規模の小さい事業においては汚水処理費用の半分以上が処理場の維持管理費となっています。こうしたことから事業規模が小さいと処理場の維持管理費が占める割合が大きくなる傾向となり、事業の効率性に大きな影響を与えています。

表 3-1 総費用 (汚水処理費) の内訳 (比率)

	総費用 (汚水処理費) 内訳					
	資本費	維持管理費	維持管理費 (汚水処理費) 内訳比率			
			管渠費	ポンプ場費	処理場費	その他
公共	45.3%	54.7%	5.9%	1.3%	24.9%	22.6%
特環	21.1%	78.9%	10.2%	2.8%	55.1%	10.7%
農集	7.5%	92.5%	6.7%	1.0%	73.4%	11.4%

集計：市町村財政の状況 (地方公営企業編) (令和 2 年度)

【課題】

①施設更新費用の低減

現状では、使用料による収入のみでは施設更新にかかる費用の確保が困難な事業も多い中、今後、本格的な土木建築施設 (耐用年数 50 年) の更新時期が到来することから、持続可能な経営を行う上では、更新費用をいかに低減していくかが大きな課題となっています。

②施設運営の効率化

本県では今後大幅な人口減少が見込まれますが、特に減少が著しい地方部の小規模施設を中心に、施設利用率や事業効率が急激に低下していくことが想定されることから、施設をいかに効率的に運営していくかが大きな課題となっています。

3.2 「ヒト」に関する現状と課題

【現状】

◆職員数の減少について

汚水処理事業の運営には、一般事務職に加え、土木、建築、機械、電気など幅広い分野の人材が必要ですが、従事する職員数については、下水道整備の概成や上水道との組織統合、維持管理業務の民間委託の進展などにより減少が続いており、下水道事業では図 3-4 のとおり 10 年前と比べ 2.5 割程度減少したほか、農業集落排水などの事業においても職員が減少しています。

また、人口が 5 万人以下の規模の小さい自治体の半数以上が、1～3 人の職員で業務を行っている状況であるなど、執行体制の脆弱化が進んでいます。

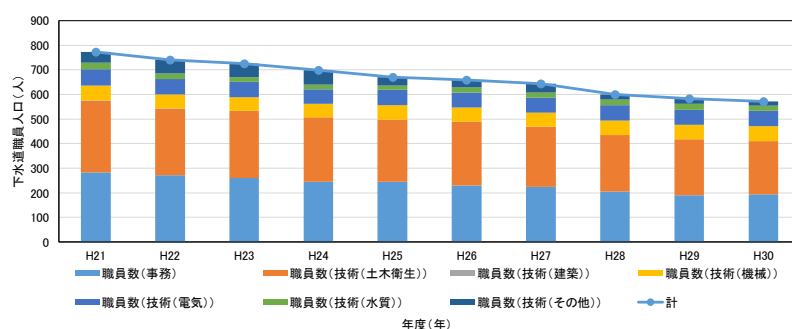


図 3-4 岐阜県下における工種別下水道職員数の推移 (平成 21～30 年度)

集計：下水道データベース (平成 30 年度)

◆職員の高年齢化

職員が減少している一方で、年齢構成は図 3-5 のとおり 40 代以上の職員が全体の約 7 割を占めるなど、職員の高年齢化が進んでいます。

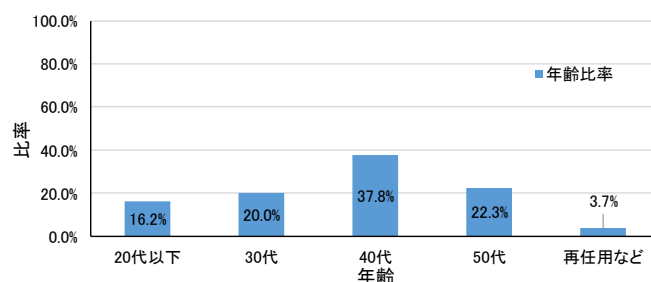


図 3-5 岐阜県下全体における下水道職員の年齢分布

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料 (令和元年度)

【課題】

③危機管理体制の確保

職員の減少により、大規模災害等に対応する職員を確保することが難しくなっていることから、各自治体へ実施したアンケートでも8割以上の自治体が危機管理体制への「取り組みが必要」と回答するなど、頻発する自然災害などに対応する危機管理体制の確保が大きな課題となっています。

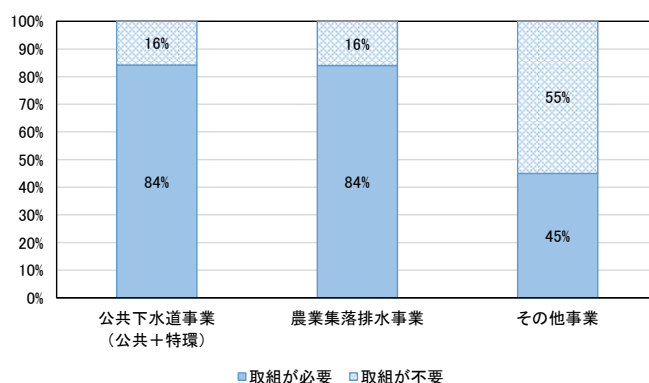


図 3-6 各自治体の危機管理体制への取り組み要否ヒアリング結果

集計：岐阜県汚水処理施設基礎調査資料（令和元年度）

④業務執行体制の確保

汚水処理事業を取り巻く経営環境が今後一層厳しくなるなか、将来に向けての様々な経営改善策を検討、実施していく必要がありますが、特に規模の小さい自治体ではその執行体制をいかに確保するかが大きな課題となっています。

⑤職員教育と技術継承

職員の減少に加え、後継者である若年層が不足することで、特に規模の小さい自治体では、職員の教育と技術継承をいかに進めていくかが課題となっています。

3.3 「カネ」に関する現状と課題

【現状】

◆使用料収入について

使用料収入は、汚水処理施設の整備拡張による接続人口増加に伴い、平成29年度までは上昇傾向となっていました。平成30年度、令和元年度は減少に転じています。

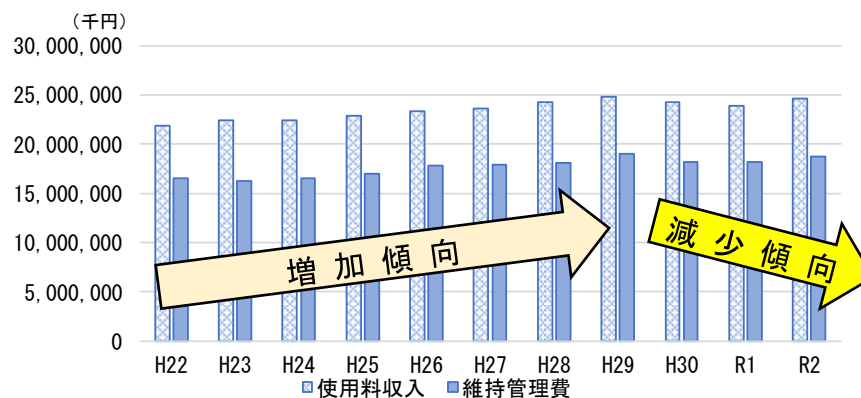


図 3-7 使用料収入と維持管理費の推移 (平成22年度～令和2年度)

集計：市町村財政の状況 (地方公営企業編) (平成22～令和2年度)

◆経費回収率について

経営の状況を示す指標である経費回収率を事業ごとにみると、図 3-8 のとおり農業集落排水事業など規模の小さい事業ほど厳しい状況となっています。この指標は、汚水処理に係る費用を使用料収入でどのくらい賄えているかを表しており、100%以上が望ましい値となりますが、いずれの事業も100%を下回っており、特に農業集落排水事業では50%未満と非常に厳しい状況にあります。

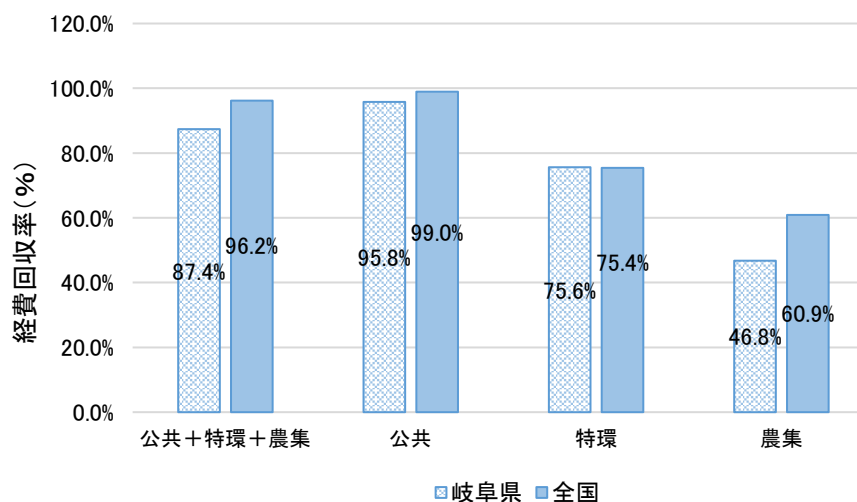


図 3-8 経費回収率 (令和2年度)

集計：市町村財政の状況 (地方公営企業編) (令和2年度)

【課題】

⑥運営経費の削減

使用料収入については、今後の人口減少による汚水量の減少により、大幅な減少が予測されることから、経営効率の改善などの取組による経費の削減をいかにやっていくかが大きな課題となります。

⑦必要な財源の確保

自治体の一般会計についても、今後の人口減少による税収減などにより、厳しさを増すことから、経費回収率を向上させ、汚水処理事業への一般会計からの繰入を減らしていくことが求められます。

しかし、経費の削減には限界もあることから、事業経営に必要な使用料等の収入確保をいかにやっていくかが大きな課題となります。

4 これまでの広域化・共同化の取組み

本県では、汚水処理事業の経営効率化を図るため、これまでも各自治体で汚水処理施設の統廃合が進められてきたところであり、今後もこうした取組みを促進していくことが重要です。

4.1 流域下水処理施設への市町村汚水処理施設の統合

現在までに1市1町の2つの汚水処理施設の統合事業が行われてきたところです。

(事業実施自治体)

坂祝町、可児市

自治体名	廃止施設名	編入年度
坂祝町	大針農業集落排水処理施設	平成21年度
可児市	今浄化センター（農業集落排水施設）	平成26年度

表 4-1 県流域下水処理施設への市町村汚水処理施設の統合

4.2 自治体内での汚水処理施設の統廃合

現在までに6市1町の15施設で下水道施設と農業集落排水施設、または下水道施設同士の統合事業が行われているところです。

(事業実施済み自治体)

関ヶ原町、郡上市、瑞浪市、海津市、高山市、中津川市、恵那市

(直近5年間における事例)

自治体名	廃止施設名	統合先	統合年度
関ヶ原町	玉農業集落排水処理場	公共下水道 関ヶ原浄化センター	令和元年度
郡上市	向小駄良農業集落排水処理場	特定環境保全公共下水道 長良川浄化センター	令和2年度
	中西農業集落排水処理場		令和3年度
	二日町農業集落排水処理場		
瑞浪市	月吉農業集落排水施設	公共下水道	令和3年度
	日吉南部農業集落排水施設	瑞浪市浄化センター	
海津市	高田・西島浄化センター (農業集落排水施設)	特定環境保全公共下水道 今尾浄化センター	令和3年度
高山市	荒城地区農業集落排水処理施設	特定環境保全公共下水道 国府浄化センター	令和4年度
郡上市	赤池農業集落排水処理場	特定環境保全公共下水道 美並中央クリーンセンター	令和4年度

表 4-2 自治体内での汚水処理施設の統廃合

4.3 下水道施設へのし尿処理施設の統合

現在までに2市1村の3施設で下水道施設とし尿処理施設の統合事業（MICS事業）が行われてきたところです。

(事業実施自治体)

瑞浪市、海津市、白川村

(直近5年間における事例)

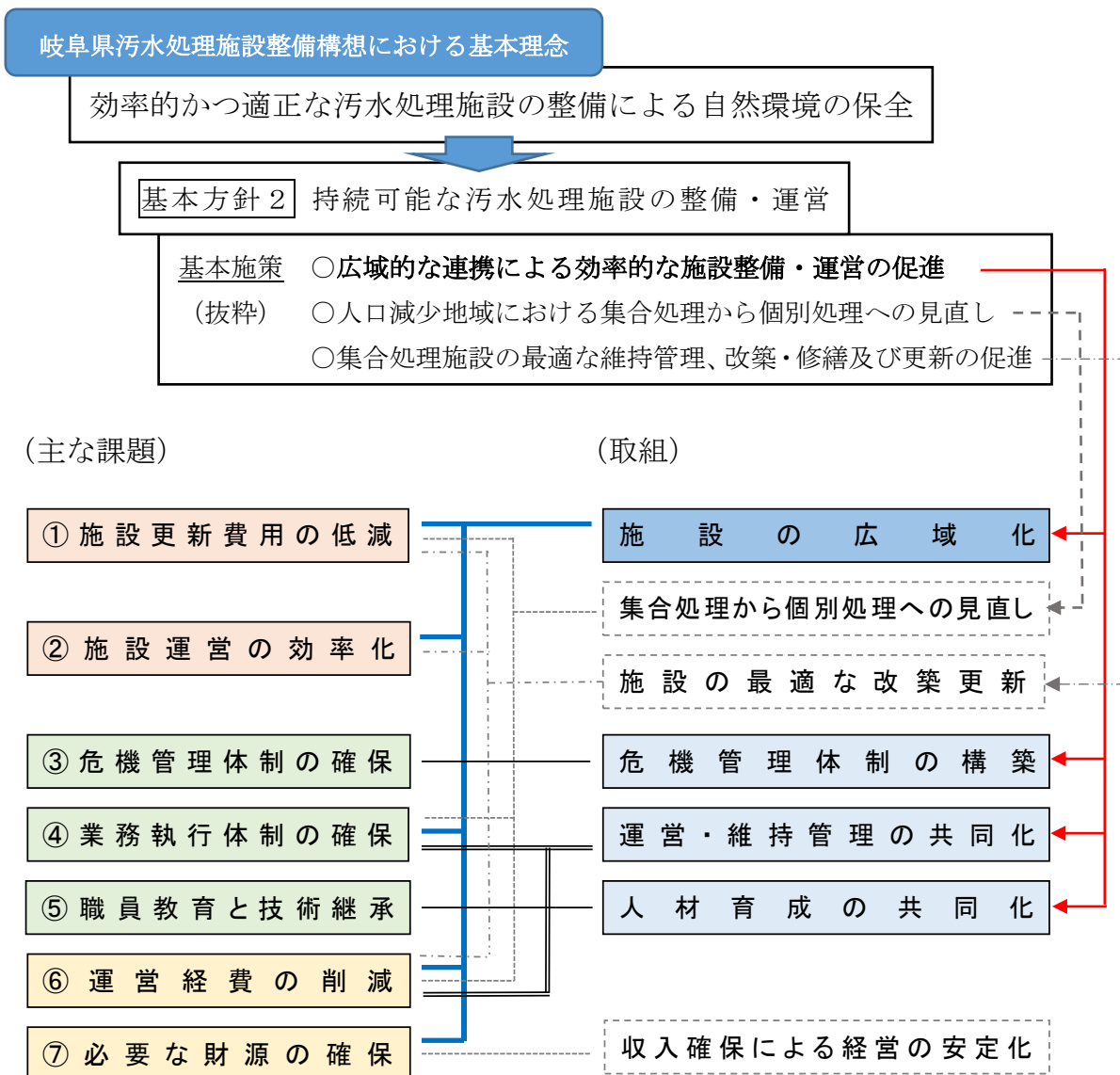
自治体名	施設名称	統合先	統合年度
瑞浪市	瑞浪市衛生センター	公共下水道 瑞浪市浄化センター	平成29年度
海津市	南濃衛生センター	公共下水道 海津市浄化センター	令和3年度

表 4-3 下水道施設へのし尿処理施設の統合

5 広域化・共同化の取組み方針

「岐阜県汚水処理施設整備構想」の方向性を踏まえ、汚水処理事業が抱える様々な課題に対応するため、施設の広域化や維持管理の共同化などにそれぞれの自治体、若しくは複数の自治体が連携して取り組むことによって、経営基盤の強化を図り、持続可能な汚水処理体制の構築を推進します。

◆岐阜県汚水処理施設整備構想の方向性と主な課題を踏まえた取組



※点線箇所については本計画以外の取組

なお、本計画策定にあたっては、最も多くの課題への対応となり、かつ費用削減、経営効率化に最も効果の大きい施設の広域化による統廃合といったハード事業に重点を置いて検討を行い、汚水処理事業の運営強化・効率化を図っていきます。

(1) ハード事業に係る検討方針

○すべての施設での将来性の検討

本県の人口は急激に減少する見込みであることを踏まえ、各自治体が運営するすべての集合処理施設について、30年先を見通した大局的な見地から将来の方向性を検討した上で、施設運営上最も合理的な姿を目指すこととします。

○施設の広域化による統廃合の推進

施設の将来の方向性については、統廃合に関する経済検討を行った上で、効果が認められるものについては可能な限り広域化による統廃合を進めるものとします。

○個別処理への転換等の検討

山間の施設など地理的に統廃合が難しいものについては、集合処理方式による運営の持続可能性について検討の上、運営が困難になると見込まれる施設については個別処理（浄化槽）への転換等による廃止についても検討を行うこととします。

○下水道施設へのし尿処理施設の統廃合

し尿処理施設については、人口減少や集合処理の普及による影響により、し尿搬入量が減少見込みであることを踏まえ、下水道事業との統合により事業の効率化を図ります。

(2) 広域化による施設統廃合に係る検討方針

・ 県流域下水道への統合の推進

県流域下水道事業については、今後人口減少の影響により、令和9年度をピークに汚水量が減少に転じる見込みであることから、今後は汚水処理施設の増設を行わず、現在の施設に生じる空き容量を活用し、周辺汚水処理施設の編入を推進します。

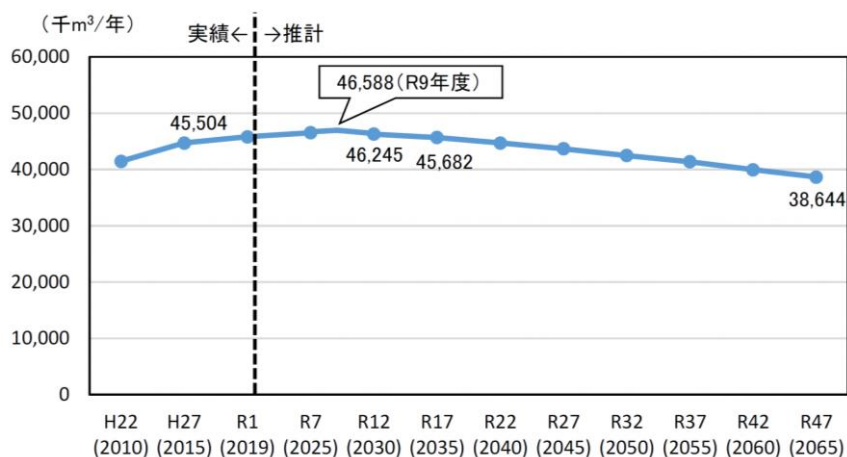


図 5-1 岐阜県流域下水道の汚水量の推計

出典：岐阜県流域下水道事業経営戦略（令和3年3月）

・ 自治体間の広域連携による統廃合の検討

汚水処理施設は、その性質上、行政界付近に立地することが多いため、結果として、隣接する自治体で施設が近接した配置となっているものがあることから、こうした施設の統廃合について、関係自治体間での検討及び具体化に向けた取組みを推進します。

・ 自治体内での統廃合の推進

各自治体の汚水処理施設は、整備地域のほか、整備に要する期間なども踏まえて様々な事業により整備が行われたため、結果として比較的近接した施設配置となっているものもあることから、まずは自治体内におけるこうした施設の統廃合を推進します。

また、特に市町村合併を行った自治体においては、旧市町村ごとに整備が行われた汚水処理施設について、広域化による統廃合を推進します。

6 具体的な取組み

具体的な取組みは、各自治体における検討及び関係する自治体間での協議を経て、広域化・共同化による効果が見込めるものについてとりまとめたものです。

なお、実施に当たっては、各事業者において引き続き詳細な検討を行い、関係者とも調整の上事業を進めます。

6.1 施設の広域化

これまで別々に処理を行ってきた汚水処理施設の間に接続管を設置することによる処理区統合や、施設位置や更新時期が近い複数の施設を集約化して更新することなどにより、事業の効率化を図ります。

また、汚水処理施設とし尿処理施設との統合の場合は、汚水処理施設にし尿等運搬車受入施設を設置します。

施設の統廃合により、以下のような効果が見込まれます

(効果)

- ・ 施設廃止による更新費用の削減、運営経費の削減、
執行体制の確保（業務量削減に伴う職員の再配置）
- ・ 汚水の集約化による施設利用率向上に伴う運営効率の改善
- ・ 使用料収入の増加（受入側のみ）

処理区の統合

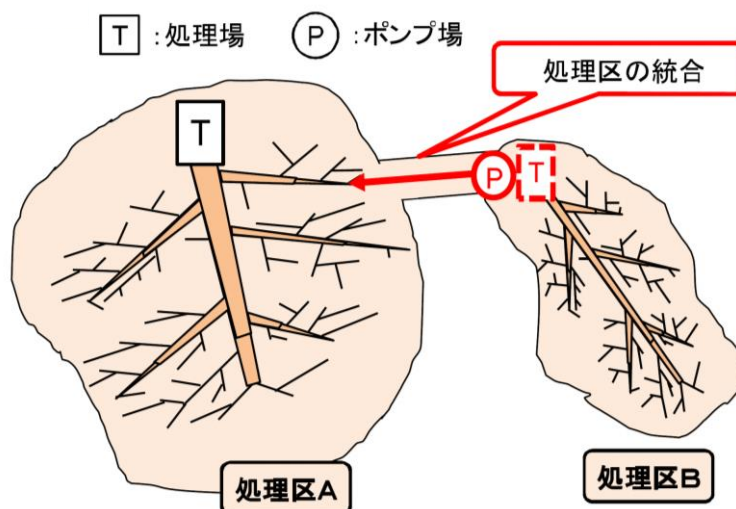


図 6-1 汚水処理施設の統廃合イメージ

参照：国「広域化・共同化分科会 第1回(平成30年2月28日)」

「資料3 汚水処理事業の持続的な運営に向けて」

【具体的な取組み】

○汚水処理施設統廃合の取組み（29市町1組合）

表 6-1 各自治体における汚水処理施設統廃合の取組み（1/2）

自治体名	内容
岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討 ・市の下水道処理施設について県流域下水道への統合を検討
大垣市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討
高山市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設と下水道処理施設の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設同士の統合を検討・実施 ・小規模集合排水施設と下水道処理場の統合を検討・実施 ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討・実施
多治見市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討・実施 ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討・実施 ・処理区の一部について、県流域下水道への統合を検討・実施
関市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討 ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討・実施 ・市の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討 ・市の農業集落排水施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討
中津川市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設と下水道処理施設の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設同士の統合を検討・実施
美濃市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道処理施設同士の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設と下水道処理施設の統合を検討 ・農業集落排水施設同士の統合を検討・実施
羽島市	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討
恵那市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水道処理施設の統合を検討
美濃加茂市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水道処理施設の統合を検討・実施 ・市の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討・実施 ・市の下水道処理施設について県流域下水道への統合を検討 ・市の農業集落排水施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討
土岐市	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討
各務原市	<ul style="list-style-type: none"> ・市のし尿処理施設について県流域下水道への統合を検討

表 6-2 各自治体における汚水処理施設統廃合の取組み (2/2)

自治体名	内容
可児市	<ul style="list-style-type: none"> ・市の下水処理施設について県流域下水道への統合を検討・実施 ・市の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討・実施
山県市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設同士の統合を検討
瑞穂市	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティプラント施設と下水処理施設の統合を検討・実施 ・市の農業集落排水施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討・実施 ・処理区の一部について隣接自治体の汚水処理施設への統合を検討
飛騨市	<ul style="list-style-type: none"> ・下水処理施設同士の統合を検討 ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討
本巣市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設同士の統合を検討 ・市の下水処理施設と隣接自治体の下水処理施設の統合を検討 ・市の農業集落排水施設と近隣自治体の汚水処理施設の統合を検討
郡上市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討・実施 ・農業集落排水施設同士の統合を検討・実施
海津市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討
養老町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討 ・コミュニティプラント施設と下水処理施設の統合を検討
垂井町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討
関ヶ原町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討・実施
揖斐川町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設同士の統合を検討・実施
池田町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設同士や下水処理施設との統合を検討 ・町の農業集落排水施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討
北方町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の下水処理施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討
坂祝町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討・実施
富加町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水施設と下水処理施設の統合を検討 ・町の農業集落排水施設と隣接自治体の汚水処理施設の統合を検討
川辺町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討・実施
八百津町	<ul style="list-style-type: none"> ・町の農業集落排水施設について県流域下水道への統合を検討・実施
もとす広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設と下水道処理施設の統合を検討

○県流域下水道への統合による統廃合の取組み
 (木曾川右岸処理区 下流部エリア)

<p>検討概要</p>	<p>昭和48年に供用を開始した岐阜市の南部プラントは今後施設の更新時期を迎えるが、その処理区は木曾川右岸処理区周辺に位置しており、県流域下水道への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後県流域下水道への接続を検討する。</p> <p>関市はそのほとんどが長良川流域に属するが、上迫間及び下迫間地区については、木曾川流域に属することから、現在はそれぞれの地区の施設で汚水処理を行っている。しかしこれらの処理区は木曾川右岸処理区周辺に位置しており、県流域下水道への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後県流域下水道への接続を検討する。</p> <p>各務原市のくみ取りし尿と浄化槽汚泥は、現在は市北部に位置する施設で処理しているが、市南部にある県流域下水道の「各務原浄化センター」との施設統合により、施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後施設更新を検討するにあたっては県流域下水道との統合を検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
	<p>岐阜市</p>	<p>南部処理区</p>	<p>公共下水道</p>
	<p>関市</p>	<p>上迫間地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>下迫間地区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>各務原市</p>	<p>—</p>	<p>し尿処理</p>
<p>位置図</p>			

(木曾川右岸処理区 中上流部エリア)

<p>検討概要</p>	<p>美濃加茂市、坂祝町、川辺町、八百津町の農業集落排水施設は、それぞれの処理区が木曾川右岸処理区周辺に位置しており、県流域下水道への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、今後県流域下水道への接続を検討・実施する。</p> <p>比較的建設年次が新しい美濃加茂市の蜂屋川クリーンセンターについては、県流域下水道への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、将来の大規模更新の検討に併せて県流域下水道への接続を検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
	<p>美濃加茂市</p>	<p>蜂屋川処理区</p>	<p>公共下水道</p>
		<p>山之上中部地区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>坂祝町</p>	<p>黒岩地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>深葦地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>西部地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>一色地区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>川辺町</p>	<p>鹿塩処理区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>八百津町</p>	<p>上飯田地区</p>	<p>農業集落排水</p>
<p>位置図</p>			

(木曾川右岸処理区 上流部木曾川左岸エリア)

<p>検討概要</p>	<p>可児市の久々利浄化センターと各農業集落排水施設については、それぞれの処理区が木曾川右岸処理区周辺に位置しており、県流域下水道への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、今後県流域下水道への接続を検討・実施する。</p> <p>木曾川流域に属している多治見市南姫地区は、汚水を丘越えて土岐川流域にある多治見市の下水処理場に送り処理している。しかし、同地区は木曾川右岸処理区の上流に位置することから、県流域下水道への接続により送水ポンプが不要となり、施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、今後県流域下水道への接続を検討する。</p>															
<p>関連自治体</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>処理区名・地区名</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可児市</td> <td>塩河地区</td> <td>農業集落排水</td> </tr> <tr> <td>長洞地区</td> <td>農業集落排水</td> </tr> <tr> <td>久々利処理区</td> <td>公共下水道</td> </tr> <tr> <td>多治見市</td> <td>多治見処理区の一部（南姫地区）</td> <td>公共下水道</td> </tr> </tbody> </table>	自治体名	処理区名・地区名	事業区分	可児市	塩河地区	農業集落排水	長洞地区	農業集落排水	久々利処理区	公共下水道	多治見市	多治見処理区の一部（南姫地区）	公共下水道		
自治体名	処理区名・地区名	事業区分														
可児市	塩河地区	農業集落排水														
	長洞地区	農業集落排水														
	久々利処理区	公共下水道														
多治見市	多治見処理区の一部（南姫地区）	公共下水道														
<p>位置図</p>																

○自治体間の広域連携による処理施設の統廃合の検討

検討グループ1

<p>検討概要</p>	<p>瑞穂市の呂久地区は市内を流れる揖斐川で分断されていることから、現在は地区の施設で污水处理を行っている。しかし近年、隣接する神戸町で公共下水道の整備が行われたことから、神戸処理区への接続により施設更新費用の低減など、事業の効率化が図られることから、今後行政界を跨いだ接続について検討・実施する。</p> <p>池田町の白鳥地区は、町の中心部から距離があるため、現在は地区の施設で污水处理を行っている。しかし近年、隣接する神戸町で整備が行われた公共下水道とは処理区域が隣接し、接続・統廃合により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、今後行政界を跨いだ施設の統廃合について検討する。</p>														
<p>関連自治体</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>処理区名・地区名</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>瑞穂市</td> <td>呂久地区</td> <td>農業集落排水</td> </tr> <tr> <td>池田町</td> <td>白鳥地区</td> <td>農業集落排水</td> </tr> <tr> <td>神戸町</td> <td>神戸処理区</td> <td>公共下水道</td> </tr> </tbody> </table>	自治体名	処理区名・地区名	事業区分	瑞穂市	呂久地区	農業集落排水	池田町	白鳥地区	農業集落排水	神戸町	神戸処理区	公共下水道		
自治体名	処理区名・地区名	事業区分													
瑞穂市	呂久地区	農業集落排水													
池田町	白鳥地区	農業集落排水													
神戸町	神戸処理区	公共下水道													
<p>位置図</p>															

検討グループ2

<p>検討概要</p>	<p>岐阜市の北西部処理区、本巣市の本巣処理区及び北野・春近地区、北方町の北方処理区は、現在はそれぞれの行政区域内で汚水処理を行っているが、それぞれの区域は隣接し、処理施設も近い距離に設置されている。このため、これらについては、接続・統廃合により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後行政界を跨いだ施設の統廃合について検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
	<p>岐阜市</p>	<p>北西部処理区</p>	<p>公共下水道</p>
	<p>本巣市</p>	<p>本巣処理区</p>	<p>公共下水道</p>
		<p>北野・春近地区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>北方町</p>	<p>北方処理区</p>	<p>公共下水道</p>
<p>位置図</p>	<p>The map illustrates the geographical relationship between the municipalities and their respective wastewater treatment zones. It shows the Honso River and Nagai River. Key facilities include the Honso Water Treatment Center, Hokuho-Spring Water Treatment Center (Gifu City), Honso Plant, and Hokuho Community Water Treatment Center. A legend defines symbols for wastewater treatment facilities (red 'T'), agricultural settlement drainage facilities (blue 'T'), rivers (blue line), and the study area (red dashed line). A scale bar indicates 0 to 2 km.</p>		

検討グループ3

<p>検討概要</p>	<p>本巢市の下福島地区と瑞穂市の西処理区は、現在はそれぞれの行政区域内で汚水処理を行っているが、それぞれの区域は隣接し、処理施設も近い距離に設置されている。このため、これらについては、接続・統廃合により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後行政界を跨いだ接続について検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
	<p>本巢市</p>	<p>下福島地区</p>	<p>農業集落排水</p>
	<p>瑞穂市</p>	<p>西処理区</p>	<p>公共下水道</p>
<p>位置図</p>			

検討グループ4

<p>検討概要</p>	<p>津保川右岸に位置している、富加町大平賀地区、関市神野地区、西神野地区、志津野地区は、現在はそれぞれの行政区域内で汚水処理を行っているが、それぞれの区域は隣接し、処理施設も近い距離に設置されている。また、関市の関処理区は富加町大平賀地区と隣接している。このため、これらの施設を繋いで関処理区へ接続・統廃合することにより、施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があるので、今後行政界を跨いだ接続について検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
<p>関市</p>		<p>神野地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>西神野地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>志津野地区</p>	<p>農業集落排水</p>
		<p>関処理区</p>	<p>公共下水道</p>
<p>富加町</p>		<p>大平賀地区</p>	<p>農業集落排水</p>
<p>位置図</p>			

検討グループ 5

検討概要	<p>富加町の汚水処理は、中心部の富加処理区の周辺に各農業集落排水施設が分散し位置しているが、それぞれの区域は近接し、処理施設も近い距離に設置されている。このため、これらについては、富加処理区への接続・統廃合により施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、統廃合の検討を行う。</p> <p>美濃加茂市の伊深地区は富加町との行政界付近に隣接しており、加治田地区を經由して富加処理区に接続することにより、施設更新費用の低減など、事業の効率化の可能性があることから、今後の施設更新の際には行政界を跨いだ接続について検討する。</p>			
	関連自治体	自治体名	処理区名・地区名	事業区分
	美濃加茂市	伊深地区	農業集落排水	
	富加町	加治田地区	農業集落排水	
		大山井高地区	農業集落排水	
		夕田地区	農業集落排水	
		富加処理区	公共下水道	
位置図				

検討グループ 6

<p>検討概要</p>	<p>瑞穂処理区の一部である穂南地区は、瑞穂市の最南端・最下流部に位置しており、大垣市の墨俣処理区に隣接している。穂南地区は現在下水道未整備区域となっているが、整備の際には墨俣処理区へ接続することにより、ポンプ施設が不要になるなど効率的な事業が可能となる。そのため、今後行政界を超えた接続を検討する。</p>		
<p>関連自治体</p>	<p>自治体名</p>	<p>処理区名・地区名</p>	<p>事業区分</p>
	<p>大垣市</p>	<p>墨俣処理区</p>	<p>公共下水道</p>
	<p>瑞穂市</p>	<p>瑞穂処理区の一部 (穂南地区)</p>	<p>公共下水道</p>
<p>位置図</p>			

・実施までの流れ

汚水処理施設の統廃合については、以下の流れで計画的に実施します。



①概略検討

地形図、地質資料、現地踏査結果、文献および設計方針条件等に基づき、統廃合の効率性や費用比較を確認し、最適案を検討するとともに、関係者との調整も行い、事業化の可否や時期などを決定します。

②予備・詳細設計

概略検討結果の案を踏まえ、地形、地質などの設計条件をもとに、技術的、社会的、経済的な観点から評価を実施し、最適案を選定します。その案を基に計画書、設計計算書、詳細図面など工事に必要な資料を作成します。

③工事

詳細設計の成果に基づき統廃合のハード整備を実施します。

6.2 危機管理体制の構築

様々な団体との災害時支援協定を県や市町村が共同で締結することにより、災害発生時の被災施設への応急対応や被災調査、復旧工事の準備などに迅速に対応できる体制を構築します。

なお職員の減少により、特に規模の小さい自治体では被災地に支援人員を派遣することが難しい状況となっていることを踏まえ、災害時に支援を受けることに主眼をおいた協定の締結を進めます。

(効果)

- ・外部からの支援による危機管理体制の確保

【具体的な取組み】

表 6-3 今後進める協定締結の取組み

協定先	支援対象	主な支援内容
(公社) 日本下水道 管路管理業協会	・管路施設	・下水道台帳のバックアップ ・被災状況調査 ・応急復旧 ・災害査定資料の作成
日本下水道事業団	・処理施設 ・ポンプ施設	・被災状況調査 ・緊急措置 ・災害査定資料の作成
(一社) 全国上下水道 コンサルタント協会	・処理施設 ・ポンプ場 ・管路施設	・被災状況調査 ・災害復旧工事設計資料の作成等

・実施までの流れ

協定締結を希望する県や市町村が一括で、各種団体との災害支援協定を締結します。

また現在岐阜県と全市町村が参加して行っている災害合同訓練にあわせて、締結先団体との訓練を実施し、災害に備えます。

6.3 運営・維持管理の共同化

汚水処理施設の管理運営などの行政事務や、料金徴収に関する一連の業務や処理場や管路などの施設の維持管理に関する業務の外部委託などを複数の自治体が共同で行うことにより、執行体制の確保や業務の効率化、経費の削減を図ります。

また、共同発注などにおいて、発注者支援機関を活用することにより、自治体職員の業務の軽減を図ります。

(効果)

- ・共同化による執行体制の強化、執行体制の確保（効率化による業務量削減に伴う職員の再配置）
- ・共同発注などスケールメリットによる経費の削減

【具体的な取組み】

①執行体制の共同化

幅広い人材の確保や業務の効率化による職員業務の軽減を図り、業務執行体制の確保に繋げるため、事務組合の設立なども含め、複数の自治体による汚水処理施設の管理などの事業運営を共同化することについて検討します。

②事務処理の共同化

料金徴収などの運営にかかる業務を委託する際、スケールメリットによる経費の削減を図るため、複数の自治体が共同で委託を行うことを検討します。

③施設の維持管理の共同化

施設の維持管理業務に関する委託の際、スケールメリットによる経費削減を図るため、複数の自治体が共同で委託を行うことを関係団体とも調整しながら実現性について検討します。

また民間活力を最大限活用して経費削減を図るため、官民連携手法の導入を共同で行うことについても検討します。

④ICT活用による施設管理の共同化

個々の施設ごとに運転管理を行っている処理場やポンプ場などについて、運転管理を省力化することで、経費の削減を図るため、遠方監視制御システムの導入・拡大（ICT化）によって集中管理を行うことを関係団体とも調整しながら実現性について検討します。

また、ICT化の工事などを行う際、スケールメリットによる経費削減を図るため、複数の自治体が共同で行うことを検討します。

⑤管きよの点検・調査、不明水調査の共同化

自治体ごとに行っている管きよの点検や調査について、スケールメリットにより経費の削減を図るため、複数の自治体が共同で行うことを検討します。

なお、不明水は処理場運転コストを増加させる要因となっていることから、調査、対策を進めることで、経費の削減に繋がります。

⑥薬品、資材等の調達共同化

自治体ごとに行っている水処理に必要な薬品等の購入について、スケールメリットにより経費の削減を図るため、複数の自治体で調達を共同で行うことを検討します。

⑦企業会計システムの管理の共同化

クラウド上で運用している企業会計システムについて、スケールメリットにより経費の削減を図るため、複数の自治体で管理・運用委託を共同で行うことを検討します。

・実施までの流れ

圏域ごとの意見交換会において、国の示す先進事例などを参考に議論を進めつつ、具体的な取組みの予定や検討状況など、各自治体における各種事業の共同化に対するニーズや意向、スケジュールなどについて継続的に情報共有する仕組みを整備し、意向が合致するものについて共同化に取り組めます。

また、共同発注の実施にあたっては、必要に応じ発注者支援機関の活用を検討します。

なお、運営・維持管理業務のうち、水道事業と一体で行われているものについては、別途行われている水道事業の広域化・共同化の検討と連携して共同化を検討します。

6.4 人材育成の共同化

人材育成の共同化については、ほとんどの自治体が興味を示していますが、各自治体からの意見として、自治体間の情報交換に主眼を置いた研修を望む声が強いことから、意見交換会など情報共有や自治体間職員ネットワークの構築を進める取組のほか、施工、調査等の見学会を開催することなどにより、職員教育の充実、技術力の維持・向上を図ります。

(効果)

- ・人材育成の共同化による職員教育の充実と技術の継承

【具体的な取組み】

①圏域ごとの意見交換会の実施

各自治体の取組みなどを紹介し合い、ノウハウ、情報等の共有を図るとともに、自治体間の職員交流を行うことを目的とした会議を圏域ごとに開催し、近くの自治体の職員同士が気軽に相談できるような関係性を構築することで、課題解決能力を高めます。

②研修の共同化

自治体ごとに行っている研修に県内自治体が参加できる仕組みを整備し、規模の大きな自治体を実施している研修に複数の自治体が参加することにより、各自治体が行う現場教育（OJT）などと併せて職員の業務遂行に必要な能力を養います。

③施工、調査等の見学会の実施

各自治体の協力のもと、新技術や新工法、普段行われることが少ない工事などの見学・勉強会を開催し、各自治体職員の技術力の維持・向上を図ります。

6.5 その他の共同化の取組み

汚水処理事業の様々な課題の中には、解決の方法が確立されていない、難しいものも存在します。このような課題に直面する自治体同士が共同で課題解決に向けた研究や情報交換を行うための場を設けることなどにより、課題解決に取り組む自治体の支援に努めます。

【具体的な取組み】

①接続率向上に向けた取組みの共同化

下水道等への接続率が低いと、生活排水の処理がされないことによる環境への悪影響が生じるほか、使用料収入が徴収できないことによる市町村汚水処理事業経営への悪影響が生じます。

また接続率が低い状況では、国が求める経営収支改善のための使用料改定も容易ではないことから、市町村は接続率向上に向けた取組みを進めることが重要です。

しかし、接続率の向上は全国的にも解決が難しい問題であることから、同様な課題をもつ市町と県が共同で研究会にて具体的な向上方策を検討します。

(効果)

- ・単独では検討が困難な規模の小さい市町に検討のきっかけを与えます。
- ・課題を共有する市町が共同で取り組むことにより、様々な施策を検討します。
- ・県も参加することにより、自治体の具体的な取組を後押しします。
- ・接続率の向上を図ることで、自治体の汚水処理事業に必要な財源の確保に繋がります。

②集合処理から個別処理への転換の検討に関する情報共有

山間部については、人口減少により集合処理施設の経営維持が困難な状況になりつつあり、かつ距離的な問題から近隣施設との統廃合も難しいことから、浄化槽への転換を検討している自治体があります。

しかし、これに関しては、自治体からのニーズがある一方で、国からは、現在のところ取組の方向性は示されておらず、全国の情報の手も難しい状況です。

よって、この問題に取り組む自治体同士が情報交換を行うための場を設けることで、自治体が行う検討を支援します。

7 ロードマップ

○広域化による汚水処理施設の統廃合

(1 / 9)

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
岐阜市	南部プラント (公共下水)	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)			概略検討
	寺田プラント (し尿処理)	下水処理施設との統廃 合を検討			概略検討
大垣市	大垣市上石津中部 浄化センター (特環下水)	大垣市上石津北部 浄化センター (特環下水)			概略検討
高山市	高山市環境センター (し尿処理)	高山市下水道センター (公共下水)			概略検討 詳細設計 工事
	丹生川中央地区 農業集落排水処理施設	高山市下水道センター			詳細設計 工事
	桐山地区 農業集落排水処理施設	細下地区 農業集落排水処理施設		詳細設計 工事	
	大萱地区 農業集落排水処理施設	高山市下水道センター			詳細設計 工事
	北平地区 農業集落排水処理施設	坊方地区 農業集落排水処理施設	詳細設計 工事		
	坊方地区 農業集落排水処理施設	高山市下水道センター			概略検討 詳細設計 工事
	細下地区 農業集落排水処理施設	高山市下水道センター			詳細設計 工事
	大萱地区 小規模排水処理施設	高山市下水道センター			詳細設計 工事
	三日町地区 農業集落排水処理施設	高山市下水道センター		詳細設計 工事	工事
	上中地区 農業集落排水処理施設	久々野浄化センター (特環下水)	工事		

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
高山市	柳島地区 農業集落排水処理施設	久々野浄化センター	詳細設計 工事	工事	
	久々野東部地区 農業集落排水処理施設	久々野浄化センター			詳細設計 工事
	高山市久々野衛生センター (し尿処理)	久々野浄化センター or 高山市下水道センター			概略検討 詳細設計 工事
	名張地区 農業集落排水処理施設	宇津江浄化センター (特環下水)			詳細設計 工事
	荒城地区 農業集落排水処理施設	国府浄化センター (特環下水)	工事		
	桐谷地区 農業集落排水処理施設	国府浄化センター	詳細設計	工事	
	富士地区 農業集落排水処理施設	国府浄化センター			詳細設計 工事
	福地浄化センター (特環下水)	新平湯浄化センター (特環下水)	工事		
	新平湯浄化センター	栃尾浄化センター (特環下水)	詳細設計	工事	
多治見市	笠原下水処理場 (公共下水)	池田下水処理場 (公共下水) 市之倉下水処理場 (公共下水)	概略検討 詳細設計 工事	詳細設計 工事	
	月見センター (し尿処理)	多治見市・下水処理場	概略検討 詳細設計	工事	
	南姫地区 第1、第2中継ポンプ場 (公共下水)	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)			概略検討 詳細設計 工事

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
関市	広見下水処理場 (特環下水)	武芸川浄化センター (特環下水)			概略検討
	下迫間地区 農業集落排水施設	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)	概略検討		
	上迫間地区 農業集落排水施設	各務原浄化センター	概略検討		
	志津野地区 農業集落排水施設	関市浄化センター (公共下水)	概略検討		
	神野地区 農業集落排水施設	関市浄化センター	概略検討		
	西神野地区 農業集落排水施設	関市浄化センター	概略検討		
	関市浄化センター (し尿処理)	関市浄化センター	詳細設計 工事		
中津川市	落合浄化センター (特環下水)	中津川市 浄化管理センター (公共下水)			概略検討 詳細設計 工事
	坂本北部 クリーンセンター (農業集排)	坂本浄化センター (公共下水)	概略検討 詳細設計 工事		
	川上 農業集落排水処理施設	坂下浄化センター (特環下水)			概略検討 詳細設計 工事
	加子母北部処理施設 (農業集排)	加子母南部処理施設 (農業集排)		概略検討 詳細設計 工事	
	加子母中部処理施設 (農業集排)	加子母南部処理施設		概略検討 詳細設計 工事	

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
美濃市	長良川右岸浄化センター (公共下水)	長良川左岸 浄化センター (公共下水)	概略検討		詳細設計 工事
	上野クリーンセンター (農業集排)	蕨生神洞 クリーンセンター (農業集排)	概略検討	詳細設計	工事
	安毛前野 クリーンセンター (農業集排)	長良川右岸浄化センター 長良川左岸浄化センター	概略検討		
	板取川右岸 クリーンセンター (農業集排)	蕨生神洞 クリーンセンター	概略検討		
	乙狩クリーンセンター (農業集排)	蕨生神洞 クリーンセンター	概略検討		
	美濃市衛生センター (し尿処理)	長良川左岸浄化センター	概略検討		
羽島市	羽島市環境プラント (し尿処理)	羽島市浄化センター (公共下水)			概略検討
恵那市	東野クリーンセンター (農業集排)	恵那市浄化センター (公共下水)	概略検討		
	門野浄化センター (農業集排)	明智浄化センター (特環下水)	概略検討		

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
美濃加茂市	蜂屋川クリーンセンター (公共下水)	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)			概略検討
	稲辺クリーンセンター (農業集排)	蜂屋川クリーンセンター	概略検討	詳細設計 工事	
	山之上中部クリーンセンター (農業集排)	各務原浄化センター			概略検討 詳細設計 工事
	伊深クリーンセンター (農業集排)	富加町浄化センター (特環下水)			概略検討
土岐市	土岐市衛生センター (し尿処理)	下水処理施設との 統廃合を検討			概略検討
各務原市	クリーンセンター (し尿処理)	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)			概略検討
可児市	久々利浄化センター (特環下水)	各務原浄化センター (木曾川右岸流域下水道)	工事		
	横市川浄化センター (農業集排)	各務原浄化センター		概略検討 詳細設計 工事	
	矢戸川浄化センター (農業集排)	各務原浄化センター		概略検討 詳細設計 工事	
山県市	赤尾クリーンセンター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討		概略検討	詳細設計 工事
	梅原クリーンセンター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	伊自良右岸クリーンセンター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	大桑クリーンセンター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	桜尾クリーンセンター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
瑞穂市	呂久クリーンセンター (農業集排)	神戸町浄化センター (公共下水)	概略検討	詳細設計 工事	
	アクアパーク別府 水処理センター (コミュニティ・プラント)	アクアパークみずほ (公共下水)	概略検討	詳細設計 工事	
	穂南地区 処理区の見直し	大垣市墨俣浄化センター (公共下水)			概略検討
飛騨市	山田川浄化センター (特環下水)	神岡浄化センター (公共下水)		概略検討	
	三ヶ区浄化センター (農業集排)	古川浄化センター (公共下水)	概略検討		
	袈裟丸浄化センター (農業集排)	古川浄化センター	概略検討		
	吉田川浄化センター (農業集排)	神岡浄化センター		概略検討	
本巣市	本巣浄化センター (特環下水)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	下福島浄化センター (農業集排)	瑞穂市 アクアパークすなみ (特環下水)	概略検討	詳細設計 工事	
	弾正西浄化センター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略設計
	真正浄化センター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略設計
	小弾正浄化センター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略設計
	北野・春近浄化センター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	早野浄化センター (農業集排)	近隣施設との 統廃合を検討			概略設計

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
郡上市	市島地区 農業集落排水処理施設	郡上八幡都市環境センター (公共下水)			概略検討
	中桐地区 農業集落排水処理施設	郡上八幡都市環境センター	工事		
	万場地区 農業集落排水処理施設	大和中央浄化センター (特環下水)	概略検討 詳細設計 工事		
	島地区 農業集落排水処理施設	大和中央浄化センター			概略検討 詳細設計 工事
	那留地区 農業集落排水処理施設	白鳥長良川浄化センター (特環下水)			概略検討 詳細設計 工事
	白鳥東部地区 農業集落排水処理施設	白鳥長良川浄化センター	概略検討 詳細設計 工事		
	くじ本地区 農業集落排水処理施設	美並中央クリーンセンター (特環下水)	工事		
	三日市地区 農業集落排水処理施設	美並中央クリーンセンター	工事		
	相戸地区 農業集落排水処理施設	美並中央クリーンセンター	詳細設計 工事		
	畑佐地区 農業集落排水処理施設	明宝中央地区 農業集落排水処理施設	概略検討	詳細設計 工事	
	郡上環境衛生センター (し尿処理)	下水処理施設との 統廃合を検討			概略検討

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
海津市	野寺浄化センター (農業集排)	三郷浄化センター (特環下水)	概略検討		
	志津浄化センター (農業集排)	南濃北部浄化センター (公共下水)	概略検討		
養老町	上多度浄化センター (農業集排)	中部浄化センター (公共下水)	概略検討		
	大場平東 コミュニティ・プラント	中部浄化センター	概略検討		
垂井町	北部第一 農業集落排水処理施設	垂井町浄化センター (公共下水)	概略検討		
	伊吹 農業集落排水処理施設	垂井町浄化センター	概略検討		
関ヶ原町	今須 農業集落排水処理施設	関ヶ原浄化センター (公共下水)			概略検討
揖斐川町	堀・野中 農業集落排水処理施設	揖斐川右岸地区 農業集落排水処理施設	概略検討	詳細設計 工事	
池田町	中谷地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	徳谷地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	大谷地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	大津谷地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	白鳥地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
	東光寺谷地区 農業集落排水処理施設	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討
北方町	北方町ふれあい水センター (公共下水)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討

自治体名	検討した 施設名称	連携する 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
坂祝町	黒岩処理施設 (農業集排)	各務原浄化センター (木曽川右岸流域下水道)			概略検討 詳細設計 工事
	一色処理施設 (農業集排)	各務原浄化センター	詳細設計 工事		
	西部処理施設 (農業集排)	各務原浄化センター		概略検討 詳細設計 工事	工事
	深萱第2処理施設 (農業集排)	各務原浄化センター		概略検討 詳細設計 工事	工事
富加町	大山井高クリーンセンター (農業集排)	富加町浄化センター (特環下水)			概略検討
	夕田クリーンセンター (農業集排)	富加町浄化センター		概略検討	
	加治田クリーンセンター (農業集排)	富加町浄化センター			概略検討
	大平賀クリーンセンター (農業集排)	関市浄化センター (公共下水)	概略検討		
川辺町	かしおクリーンセンター (農業集排)	各務原浄化センター (木曽川右岸流域下水道)	詳細設計 工事		
八百津町	上飯田浄化センター (農業集排)	各務原浄化センター (木曽川右岸流域下水道)	概略検討	詳細設計 工事	
もとす 広域連合	衛生施設 (し尿処理)	近隣施設との 統廃合を検討			概略検討

○危機管理体制の構築

共同化メニュー	共同化に関わる 市町村等	取組時期		
		短期 (～5年間) R5-R9	中期 (～10年間) R10-R14	長期 (～30年間) R15-R34
災害支援協定の締結	県及び希望する 市町村	協定内容の調整 協定の締結 災害合同訓練の実施		

○運営・維持管理の共同化

共同化メニュー	共同化に関わる 市町村等	取組時期		
		短期 (～5年間) R5-R9	中期 (～10年間) R10-R14	長期 (～30年間) R15-R34
執行体制の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 執行体制共同化に向けた検討		
事務処理の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 委託の共同化の検討		
施設の維持管理の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 委託の共同化の検討 官民連携手法導入の検討		
ICT活用による施設管理 の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 ICT化予定などの情報共有 事業の共同化の検討		
管渠の点検・調査、 不明水調査の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 点検調査委託の共同化の検討		
薬品、資材等の調達 の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 調達の共同化の検討		
企業会計システムの管理 の共同化	岐阜県全域	各自治体における共同化のニーズや意向などの情報共有 システム管理の共同化の検討		

○人材育成の共同化

共同化メニュー	共同化に関わる市町村等	取組時期		
		短期 (～5年間) R5-R9	中期 (～10年間) R10-R14	長期 (～30年間) R15-R34
圏域ごとの意見交換会	岐阜県全域	各自治体ノウハウなどの情報共有、職員ネットワークの構築		
研修の共同化	岐阜県全域	研修会の開催		
施工、調査等の見学会の実施	岐阜県全域	見学会、勉強会の開催		

○その他の共同化の取組

共同化メニュー	共同化に関わる市町村等	取組時期		
		短期 (～5年間) R5-R9	中期 (～10年間) R10-R14	長期 (～30年間) R15-R34
接続率向上に向けた 取り組みの共同化	山県市、神戸町、 輪之内町、 揖斐川町	接続率向上方策研究会の開催 具体的な向上方策の検討、実施 施策の効果検証		
	岐阜県全域 (上記を除く)	取組の情報共有 県内市町村への水平展開の検討		
集合処理から個別処理への 転換の検討に関する情報共有	関市、瑞浪市、 本巣市、郡上市、 下呂市、海津市	情報交換会の開催		

○浄化槽への転換等による汚水処理施設の縮小・廃止

(1/3)

自治体名	検討した 施設名称	連携先 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
関市	殿村・上野地区 農業集落排水施設		概略検討		
	富之保地区 農業集落排水施設		概略検討		
	中之保地区 農業集落排水施設		概略検討		
	武儀中央地区 農業集落排水施設		概略検討		
	下之保地区 農業集落排水施設		概略検討		
	西洞地区 農業集落排水施設		概略検討		
	烏屋市・行合地区 農業集落排水施設		概略検討		
	明ヶ島地区 農業集落排水施設		概略検討		
	洞戸東部地区 農業集落排水施設		概略検討		
	白谷地区 農業集落排水施設		概略検討		
	中切地区 農業集落排水施設		概略検討		
	三友地区 農業集落排水施設		概略検討		
	板取中央地区 農業集落排水施設		概略検討		
	岩本地区 農業集落排水施設		概略検討		
瑞浪市	大湫クリーンセンター (農業集排)		概略検討		

自治体名	検討した 施設名称	連携先 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
本巢市	高尾・平野浄化センター (農業集排)				概略設計
	日当浄化センター (農業集排)			概略検討	詳細設計 工事
	金原・鍋原浄化センター (農業集排)				概略設計
郡上市	西洞浄化センター (特環下水)			概略検討	詳細設計 工事
	美山地区 農業集落排水処理施設		概略検討	詳細設計 工事	
	石徹白地区 農業集落排水処理施設				概略検討 詳細設計 工事
	阿多岐地区 農業集落排水処理施設		概略検討	詳細設計 工事	
	切立地区 農業集落排水処理施設		概略検討	詳細設計 工事	
	鷲見地区 農業集落排水処理施設		概略検討	詳細設計 工事	
	田平地区 農業集落排水処理施設				概略検討 詳細設計 工事
	鹿倉地区 農業集落排水処理施設				概略検討 詳細設計 工事
下呂市	農業集落排水 奥田洞水処理センター		概略検討	詳細設計 工事	
	農業集落排水 四美水処理センター		概略検討	工事	
	農業集落排水 無数原浄化センター		概略検討 工事		

自治体名	検討した 施設名称	連携先 市町村・施設名称	取組時期		
			短期 (～5年間) (R5～R9)	中期 (～10年間) (R10～R14)	長期 (～30年間) (R15～R34)
下呂市	農業集落排水 金山南浄化センター		概略検討 工事		
	農業集落排水 金山北浄化センター		概略検討	工事	
	小規模集合排水 鹿山浄化センター		概略検討 工事		
	小規模集合排水 中重浄化センター		概略検討 工事		
	小規模集合排水 和田小規模集落排水		概略検討 工事		
海津市	駒野新田浄化センター (農業集排)		概略検討		
揖斐川町	木曾屋 農業集落排水処理施設		概略検討		
	川上 農業集落排水処理施設		概略検討		
	諸家 農業集落排水処理施設		概略検討		

8 進行管理

本計画は、県内自治体が行う下水道等の個別の汚水処理計画の上位計画として、汚水処理の事業運営の方向性を示す役割を果たします。

今後は計画実現に向け、以下の方針に基づき、検討や取組みを進めます。

8.1 計画の推進体制の構築

本計画を推進するため、県、市町村がそれぞれの役割を果たしながら連携、協力し、広域化・共同化に向けた取組みを進めることが求められます。

【 県 】

市町村間の調整に係る支援を行うほか、広域化・集約化の進捗管理や市町村への技術的援助を行うことを目的とした市町村連絡調整会議を開催し、広域化・共同化を推進します。

また流域下水道の事業主体として、関連市町と協力して流域下水道への施設統合や運営・維持管理の共同化等の検討、実施に取り組めます。

【 市町村 】

市町村は、汚水処理の事業主体として、持続可能な経営体制の確保のため、市町村内での施設統廃合の検討、実施に取り組めます。

また、市町村間の連携による広域化・共同化や、広域事務組合によるし尿処理事業と下水道事業の統合について、関係自治体間で勉強会を設置するなど、互いに協力しながら検討を進めます。

8.2 留意事項

【 計画全般について 】

計画実施にあたっては都市部と山間地域など、地域によって抱える課題にも差異があることも踏まえ、地域性も考慮しながら取組みを進めます。

【 施設統廃合について 】

施設の統廃合などの取組の実施に当たっては、施設が立地する地域に適時適確に情報提供を行い、計画への理解と協力を得ながら取組を進めます。

また施設の統廃合の際は、災害等に対してもハード、ソフト両面で強靱なシステムとなるよう十分な耐震性を有する接続管などの施設整備を行うとともに、運営体制についても非常時を考慮したものとします。

なお施設の統廃合を進める場合は、施設運転管理などを行っている事業者の業務転換が円滑に進むよう、早期の情報提供に努めます。

8.3 進捗管理、計画の見直し

社会情勢が目まぐるしく変化する中、汚水処理事業の様々な課題に対応していくため、計画内容を精査、検証し、より効率的な手法を採択して実行するといったPDCAサイクルによりマネジメントを行っていきます。

また、計画の見直しについては、5年ごとを基本としつつ、社会情勢の変化や各自治体における計画の見直しの状況などを踏まえ、必要に応じ柔軟に計画を見直すこととします。

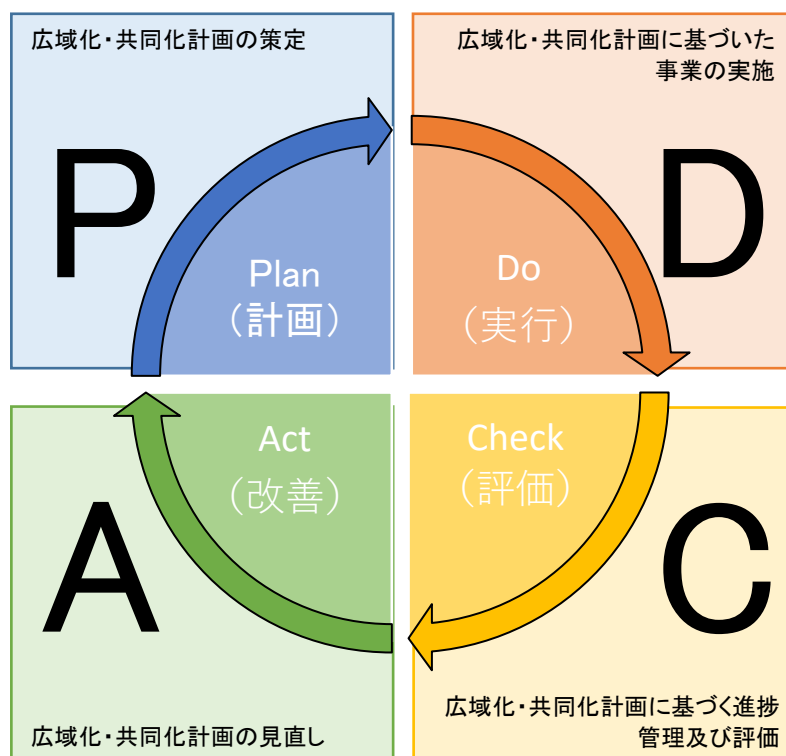


図 8-1 PDCA サイクル (イメージ)